

千葉市・大学等共同研究事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、本市の個性と魅力あふれるまちづくりを推進するため、大学等と行政との連携により、大学等のもつ知的財産・人的資源を活用し、新たに取り組むべき課題や施策についての研究を大学等教員と市職員とが共同で行い、研究成果を本市施策へ反映することを旨すとともに、市職員の能力及び資質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大学等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学及び短期大学で千葉市・大学連絡会議を構成するものをいう。
- (2) 大学等教員とは、大学等に在職する教員（グループを含む）とする。
- (3) 研究テーマとは、本市が抱えている行政課題であり、共同研究にふさわしいものとする。
- (4) 共同研究者とは、共同研究を行う大学等教員をいう。
- (5) 市所管課職員とは、研究テーマを所管する課に所属する市職員とする。

(研究の実施体制)

第3条 本事業は、大学等教員及び市所管課職員により、共同研究会（以下「研究会」という。）を組織する。

(共同研究) 第4条 本市は、大学等と連携し、共同研究を行う。

- 2 研究費は、研究を遂行するために必要な経費で市長が別に定めるものとする。
- 3 研究期間は、単年度とする。

(研究に係る審査)

第5条 研究テーマ及び共同研究者の決定における審査は、共同研究事業事務局（以下「事務局」という。）が設置する審査会で実施する。

(申請)

第6条 共同研究を実施しようとする大学等教員は、市長の定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、千葉市・大学等共同研究事業申請書（様式第1号）については、市長が別に定める方法で提出することができる。

- (1) 千葉市・大学等共同研究事業申請書（様式第1号）
- (2) 千葉市・大学等共同研究事業計画書（様式第2号）
- (3) 千葉市・大学等共同研究事業資金計画書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(研究テーマ及び共同研究者の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、審査会を設置し、すみやかにその内容を審査し、研究テーマ及び共同研究者の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により研究テーマ及び共同研究者を決定したときは、千葉市・大学等共同研究者決定通知書（様式第4号）により、その者に対し採否について通知するものとする。

（権利の帰属）

第8条 共同研究により生じた工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）は、大学等に帰属する。

- 2 大学等は、市長に当該工業所有権等の全部または一部を譲与することができるものとする。
- 3 著作権については、著作物の執筆箇所に応じて、大学等教員及び市所管課職員それぞれに権利が発生するものとする。
- 4 これらの権利について疑義が生じた場合、市長は大学等と協議するものとする。

（研究成果等の提出）

第9条 共同研究が終了したときは、共同研究者は、市長の定める期日までに、次に掲げる書類及び報告書を、市長に提出しなければならない。（1）千葉市・大学等共同研究事業実績報告書（様式第5号）
（2）共同研究事業収支決算書（様式第6号）
（3）成果報告書
（4）その他市長が必要と認める書類

（研究成果の公表等）第10条 市長は、研究による成果を印刷その他の方法により公表することができる。

- 2 市長は、研究成果をもとにした事業を実施することができる。
- 3 共同研究による成果の公表及び事業実施について、必要がある場合には、市長は大学等と協議するものとする。

（秘密の保持）

第11条 共同研究者及び市所管課職員は、共同研究中に相手方より知り得た秘密を漏らしてはならない。研究終了後も同様とする。

（事務局）

第12条 事務局は、総合政策局総合政策部政策調整課に置く。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 千葉市・大学等地域連携推進事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附

則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附

則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年12月21日から施行する。